

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、当会が立地する地域において、0.5mの浸水が予想されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、山間の櫛木・三箇山地区一帯は、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっている。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度5弱以上の地震が今後30年間で40%以上の確率で発生するとされている。

(その他)

平成29年から2年連続で大雨特別警報が発令され、特に平成30年7月梅雨期豪雨において大雨、洪水、土砂災害等、広い範囲に多大な被害を及ぼした。この豪雨により、当町では約70か所ある、ため池のうち2ヶ所が決壊し、近隣の住宅や商工業者等においても床上床下浸水が発生した。さらに、山間部では土砂崩れの影響で道路が寸断され、集落の孤立が発生したことに加え、山麓部の商工業者は、売り上げが減少するなど間接的な影響も及ぼしている。そのほか、三輪地区の国道386号線沿いでも、浸水被害が数件発生するなど、ハザードマップでは想定されていない町内各所で災害が発生した。

(2) 商工業者の状況（令和5年度商工会実態調査）

・商工業者等数 825人

・小規模事業者数 581人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設・製造業	264	225	製造業は下高場・安野・四三嶋地区に多い。
	卸・小売業	237	129	小売業は篠隈・新町地区に多い。
	サービス業他	324	227	町内に広く分散している

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・筑前町地域防災計画の策定（平成19年3月策定）
- ・防災訓練の実施（令和5年2月町総合防災訓練実施）
- ・防災備品の備蓄（地震による避難者総定数2,300名分の1日分を備蓄）

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催（平成28年12月14日開催）
- ・リスク予防診断に基づくリスクの洗い出しと事業継続力強化計画（BCP）策定の提案

Ⅱ 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

Ⅲ 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

＜1. 事前の対策＞

- ・当町において平成19年3月（平成31年2月改訂）に策定された「筑前町地域防災計画」と、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ、SNS等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・事業継続計画は令和2年12月に作成済み。職員の異動や状況の変化に伴い毎年5月に見直しを行う。

3) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険(株)に職員の派遣を依頼し、会員事業者以外

も対象とした災害リスク診断、普及啓発セミナーや巡回同行による損害保険の紹介や見直し、保険説明を実施する。

- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・筑前町事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度5の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後6時間以内に職員の安否報告を行う。

（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。）

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例） 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。
（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

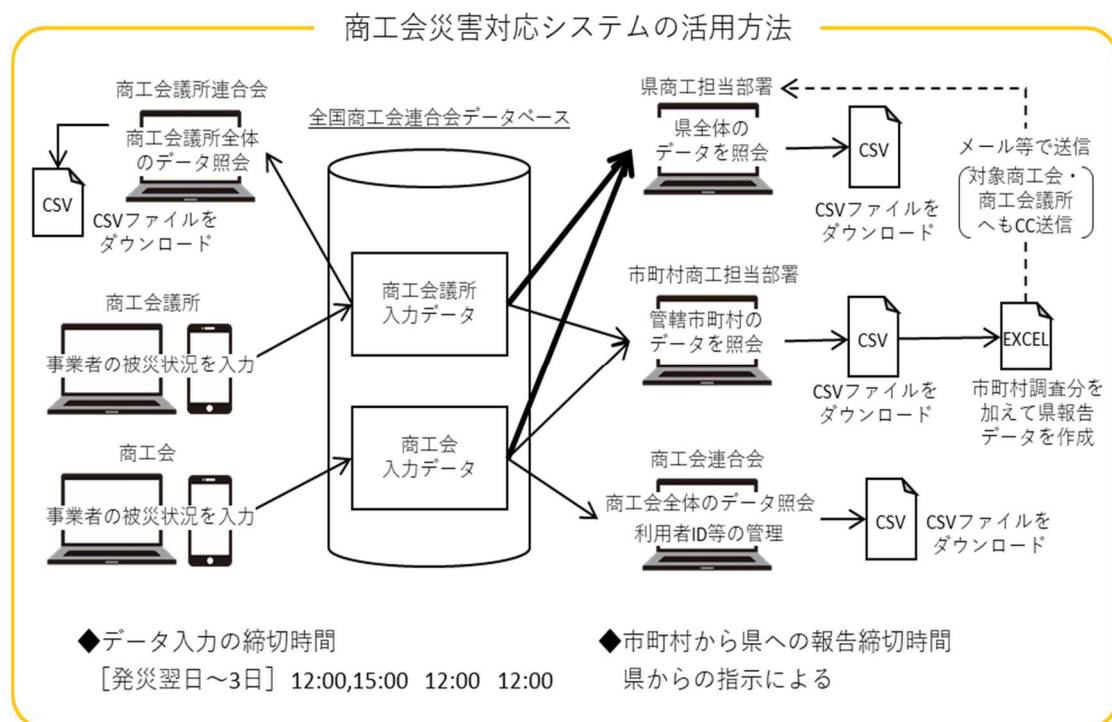
発災後～発災翌日	1日に2回共有する
発災翌々日～1週間	1日に1回共有する
1週間以降	1週に1回共有する

※被害の規模によってはこの限りではない。

＜ 3. 発災時における連絡体制＞

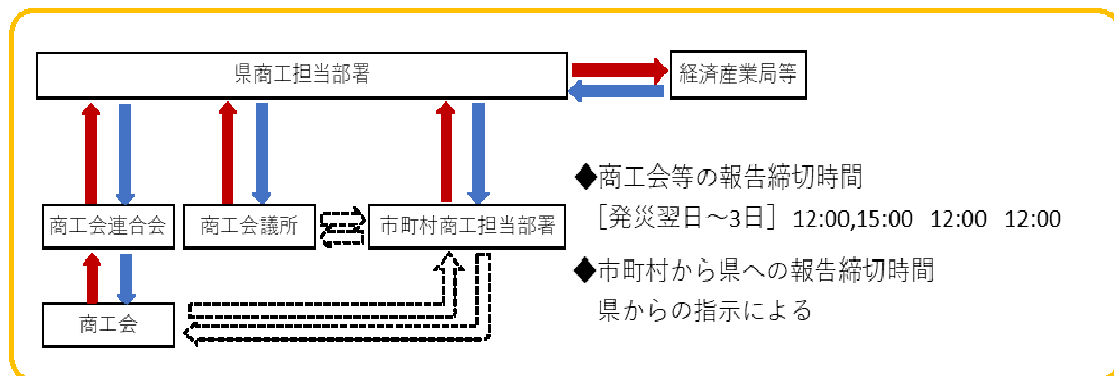
- 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- 二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- 当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- 当会と当町が共有した情報を、下記の県が指定する方法にて当会又は当町より県の商工担当部署へ報告する。
- 当会は原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することで、筑前町の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- 商工会災害対応システムが利用できない場合は、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- 報告時間について、当会は原則、発災翌日の12:00と15:00、2日目の12:00、3日目の12:00とし、発災時、県から指示があった場合は、その指示によるものとする。当町は県からの指示により報告する。

①システム利用可能時



②システム不具合発生時

- 下図の流れで情報共有又は報告を行う。



- また、当会は被害状況を9. 様式集に規定する様式Ⅰに記載し、県の商工担当部署へ報告する。

様式Ⅰ							
福岡県中小企業振興課経営支援係 ○○・○○宛て【電子メールにて送付：（メールアドレス keieishien@pref.fukuoka.lg.jp）】							
令和○年○月○日の大雨による商工被害状況						提出日：令和○年○月○日	
団体名：						記入担当者：	
被害箇所					被害状況		区分 (新規が修正が修正欄)
所在地	商店街の場合は 商店街名	事業所名	業種	被害額	被害内容（建物、商品、原材料、機械の被害など、分かる範囲でできるだけ詳しく記載してください）		新規→前回の報告に基か った情報 修正→前回の報告内容に 修正を加える場合 変更→前回の報告内容から 変更が無い場合
記入 例	〇〇部〇〇町〇丁目〇	—	株式会社〇〇製材所	製造業	約10万円	工場内が浸水。旋盤機2台が利用できない状況。	
	△△市△△町△△番地	△△商店街	△△酒店	酒販売業	約140万円	店舗前の電柱が店舗に向けて倒れ、店舗半壊。在庫商品の約7割が被害。	
1							
2							
3							

※前日までに御報告頂いた箇所は削除せずに、新規情報を追記していただきます。 ※用紙が足りない場合はコピーしてご利用ください。
 ※既に御報告を頂いている被害箇所につきましても、その後の調査で被害状況等の修正や追加が判明した場合は、併せて御報告をお願いします。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- 相談窓口の開設方法について、筑前町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- 応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

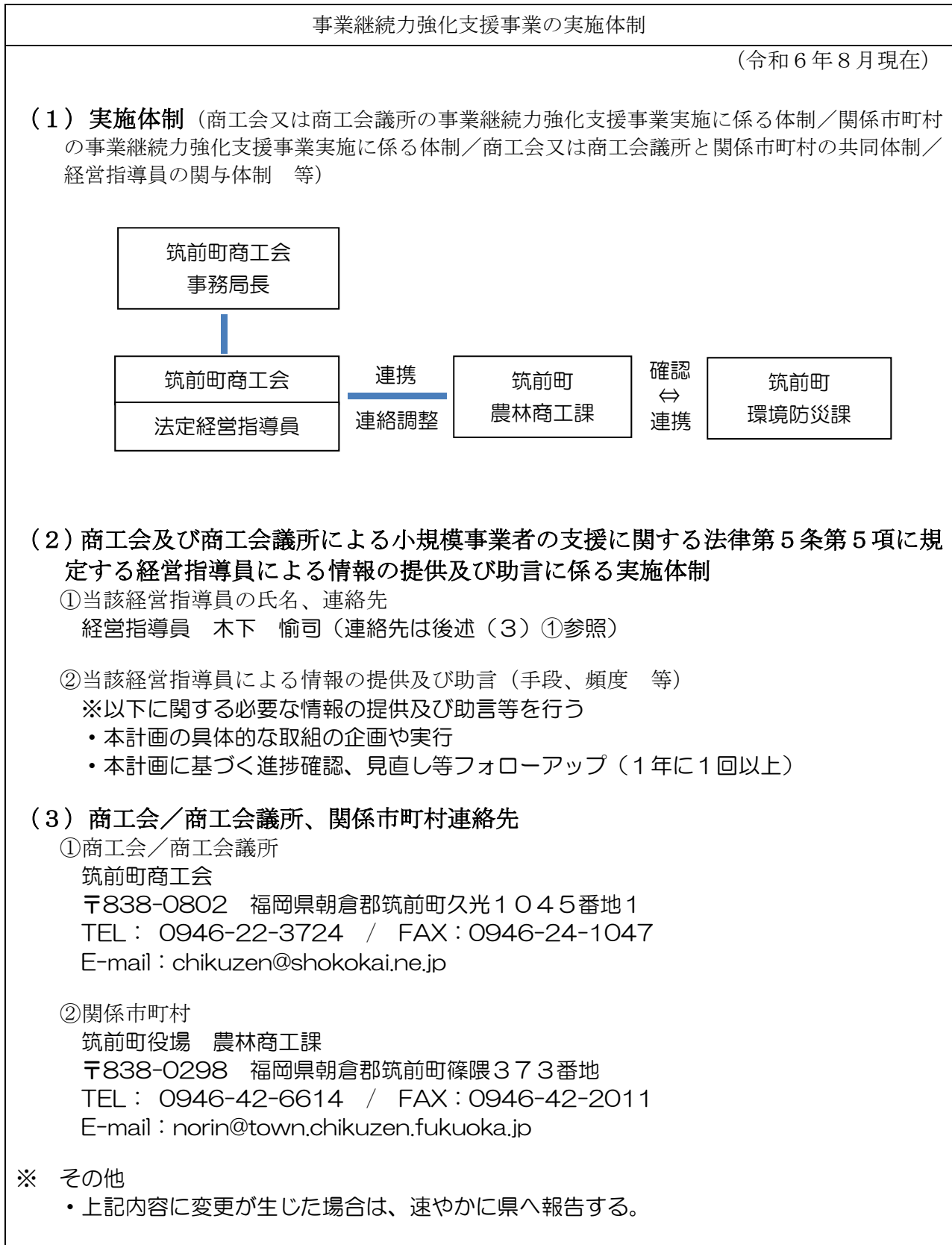
- 県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※ その他

- 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	403	403	403	403	403
・ 専門家派遣費	300	300	300	300	300
・ 協議会運営費	3	3	3	3	3
・ リスク予防診断に係る パンフ、チラシ作製費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、筑前町補助金、福岡県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
東京海上日動火災保険(株) 福岡支店 代表 渡部 一 福岡県福岡市博多区綱場町3番3号 電話番号 092-281-8305
連携して実施する事業の内容
①「地震危険補償特約・新総合火災共済・休業対応応援共済」等に対する周知・PR、リスク診断への協力 実際に被害を受けた場合の災害リスクを「リスク診断」を行う事で認識してもらい、それぞれの事業所に対し、必要な保険・共済等の説明を行う。 ②巡回同行募集の強化、会議、セミナー、相談会での商品説明 ①の説明・周知を行うにあたり、日頃行っている事業所巡回時や会議・セミナー開催時に同行説明してもらう。
連携して事業を実施する者の役割
連携先 東京海上日動火災保険(株) 福岡支店 ①「地震危険補償特約・新総合火災共済・休業対応応援共済」等に対する周知・PR、リスク診断への協力 保険商品の説明とリスク診断の実施。リスク診断を行うことで、自然災害時における影響を理解することができる。 ②巡回同行募集の強化、会議、セミナー、相談会での商品説明 保険商品の内容説明。セミナー・相談会へ個別相談に同行することで、小規模事業者の個別事案に対して災害リスク軽減案の提案ができ、より詳細な災害時への対策ができる。
連携体制図等
<pre> graph TD subgraph Team [【災害予防対策タスクチーム】] A[福岡県商工会連合] --- B[BCP 策定専門家] B --- C[東京海上日動] B --- D[筑前町商工会 (伴走支援)] end E[小規模事業者] E -- "・相談 ・セミナー受講" --> Team Team -- "・会議・セミナーの開催 ・リスク診断による支援" --> E </pre>